

特別研究会報告要旨(2002年9月5日)

## 消費者に対する安全な食品の供給に向けて ワタミグループの取組

(ワタミフードサービス(株)) 武内 智

自分は、居食屋「和民」チェーン等を展開するワタミグループのなかで、調達部門である商品本部の責任者であるとともに、(有)ワタミファームの代表も兼ねている。

外食産業に携る中で、一般消費者からは外食の食材供給等はいい加減と思われていることを実感しているが、それ以上に、我々業界人自身が食材のことをよく知らないで扱ってきている状況を問題と考えている。総じて仕入れ価格や入荷量には敏感だが、品質や安全性についての関心は高くない。以前は当グループも客単価を下げることで同業他社と競争してきた。しかし、最高のもてなしは家庭菜園で取れたものを出すことと考え、安全で安心な食材、料理の提供に取り組む経営方針に転換し、JF\*認証野菜や有機JAS野菜を導入することとした。当初は危惧もあったが、全国の産地を回り直接ほ場を見て回った。農家に堆肥づくりを指導すること等により、現在、約50農家(主産地は宮崎県、千葉県、群馬県、北海道)と提携し、生産者会議を開催すること等により安定供給の確保を図っている。また、本年からは、千葉県山武郡に農地を借り、自社の社員を使つての野菜の自社生産にも取り組み始めている。

こうした取組は価格の上昇要因になりかねないが、例えばサラダ用のレタスは、規格外の大きなものを含め畑単位での契約をする事により安く安定的に供給できるものを使つたり、添え物のかんきつにデコポンの摘果したものを使用するなど様々な工夫をしている。ところで有機農産物を取り扱う時の大事な点は、「有機農産物だから虫がいるのは当然」と

いった考えはタブーで、必ず念には念を入れて良く洗い苦情の無いように努めている。そうでなければ顧客には受け入れられない。

本年6月からはリサイクルセンターを稼働しペットボトルや割り箸などはリサイクルが始まっている。年内には野菜くずや残飯をたい肥化し提携農家等に還元する予定である。全社員を対象にした食材講座、農場・産地研修の実施等により、社内における啓蒙活動を行っている。

消費者に対しても、環境問題や有機農産物への理解を深めて頂くような取組を行っている。外食店のメニュー表に顔写真入りの生産者情報や有機野菜情報を表示したり、3ヶ月おきに有機JAS制度の解説、産地・生産者の紹介等を内容とする小冊子「あんしょく」を作成し配布している。

今後は、全国で有機農産物の生産を拡大するとともに、社内でも経営面・技術面で農場を運営できるスタッフを育成することを目指している。今後、有機農産物の流通量が拡大していけば、消費者の選択の幅の拡大、栄養価の高い野菜の流通量の拡大、生産者のコスト削減、土の蘇生等につながっていくと考えている。

(文責 中田哲也)

\* 社団法人 日本フードサービス協会

特別研究会報告要旨(2002年9月13日)

## 科学技術と市民社会 GMO等を素材に

(東京大学) 藤垣 裕子

本特別研究会は、国際社会を視野に入れたGMOに関する社会科学的な検討を進めてい

るプロジェクト研究「組換え体の産業的利用における安全性確保に関する総合研究」の一環として実施された。

藤垣助教は、科学技術と公共性をテーマに、科学技術社会論、科学政策論の研究を行っている。現在、科学技術振興事業団の社会技術研究事業の公募型研究「公共技術のガバナンス」プロジェクトを指揮する。関連学会における数々の研究成果の発表に加え、上記プロジェクト研究の一環として平成12年に実施された「遺伝子組換え農作物に関するコンセンサス会議」では、市民パネラーへの「科学技術とリスク論」の説明者に指名された等の実績がある。

講演は、以下の構成で進められた。

### 1. 科学的合理性と社会的合理性

遺伝子組換え作物を長期的に栽培した際の環境影響等のような、不確実性を含むために科学者にも答えがだせないにもかかわらず、「今、現在」の社会的合意が必要とされるような、科学技術と社会との接点における様々な問題が増加している。

科学者は、ある知識が「科学的合理性」を持つか否か、その妥当性境界を判定する機構として「専門誌共同体」をもっている。この「専門誌共同体」は、科学的知識の妥当性の保証、研究評価、後進の育成、および研究資源の確保にとって重要な役割を果たす。それと同時に、発生する問題に対する科学的見解、すなわち専門家集団が提示できる「科学的合理性」を保証する。

一方、不確実性を含む問題のような、こうした「科学的合理性」だけでは判断できない問題については、公共による意志決定といったプロセスを追加しなければならず、その根拠となるものが「社会的合理性」である。

### 2. 社会的合理性をどのように担保するか

社会的合理性は、公共の合意が得られるまでの民主的な手続き（透明性・公開性の担保、代表性・正当性を有する「参加」）によって保証される。つまり、新技術の社会導入等について公共の合意を得ようとする機関に社会的な信頼があること、社会的影響を受ける者（市民、利害関係者）が、自分自身で将来の予測を行える機会を与えること等が必要である。

この関連で、PA（Public Acceptance）モデルとは、専門知識のない無知な市民に対する一方通行の情報伝達を是とした考え方であり、我が国の行政機関はこの認識が根強いようである。これに対し、10年ほど前から、PUS（Public Understanding of Science）と呼ばれる新しい概念が登場している。これは、科学的合理性とは別の価値観やプロも気づかぬ知識（Local Knowledge）をも尊重した双方向のコミュニケーションが必要であるとの認識のもとで、科学の公共理解を進めていこうという考え方である。欧州等の一部の国では、PUSモデルを用いた社会問題への取り組みが既に始まっている。

### 3. おわりに

安全性に影響を与えた社会問題に対しては、「犯人捜しに力点を置き、その犯人を責める」ような発想で対応すべきではない。安全管理のシステム全体に問題があるものと捉え、これを見直す観点で対応すべきであろう。

また、我が国においては、政府および公共研究機関が提示すべき信頼性や市民が専門家に何を期待しているのか等を論じ、早期に公共の意志決定モデルを構築することが必要である。

（文責 高橋祐一郎）